

2020 年 3 月期用

公表されているが、未だ適用されていない
IFRSs の一覧

(2020 年 3 月 31 日現在)



EY

Building a better
working world

1. 本資料の目的

本資料は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」で求められる、公表されているが未だ適用されていない IFRSs に関する開示への対応を目的として、2020 年 3 月期決算会社を前提に、これらの新しい IFRSs の概要を強制適用年度ごとにまとめ、開示例を示したものである。

2. 関連する開示規定

IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」では、以下の開示を企業に要求している。

IAS 第 8 号からの抜粋：

30 企業が、公表はされているが、まだ有効となっていない新しい IFRS を適用していない場合には、企業は次の事項を開示しなければならない。

- (a) その事実
- (b) 新しい IFRS の適用が適用初年度における企業の財務諸表に及ぼす、起こり得る影響の評価に関連性のある、既知の又は合理的に見積可能な情報

31 第 30 項に準拠するにあたり、企業は次の事項を開示することを検討する。

- (a) 新しい IFRS の名称
- (b) 目前に迫っている会計方針の変更又は変更の内容
- (c) その IFRS の適用が要求される日付
- (d) 企業がその IFRS の適用開始を予定している日付
- (e) 次のいずれか
 - (i) その IFRS の適用開始が企業の財務諸表に及ぼすと予想される影響についての検討
 - (ii) その影響が不明であるか又は合理的に見積れない場合には、その旨の説明

3. 公表されているが、未だ適用されていない IFRSs の一覧(2020 年 3 月期用)

留意事項:

下記表は、2020 年 3 月 31 日時点で公表されている IFRSs を掲載している。

① 翌期(2021 年 3 月期)から強制適用される IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
▶ 「財務報告の概念フレームワーク」(改訂) ▶ 2018 年 3 月公表	▶ 2020 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	<i>Applying IFRS 「改訂概念フレームワークの公表」</i> <i>2019 年 12 月 31 日に終了する会計年度に関する IFRS による決算上の留意点・IFRS アップデート(以下 IFRS アップデート 2019 年度), P19</i>
▶ 「『事業』の定義の改訂」- IFRS 第 3 号の改訂 ▶ 2018 年 10 月公表	▶ 2020 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	<i>IFRS Developments 第 137 号「IFRS 第 3 号における『事業』の定義の改訂」</i> <i>IFRS アップデート 2019 年度, P12</i>
▶ 「『重要性がある』の定義の改訂」- IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の改訂 ▶ 2018 年 10 月公表	▶ 2020 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	<i>IFRS Developments 第 138 号「IASB が『重要性がある』の定義の改訂を公表」</i> <i>IFRS アップデート 2019 年度, P16</i>
▶ 金利指標改革(IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号及び IFRS 第 7 号の改訂) ▶ 2019 年 9 月公表	▶ 2020 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	<i>IFRS Developments IBOR 改革シリーズ参照</i> <i>IFRS アップデート 2019 年度, P14</i>
▶ Covid-19 に関する賃料減免(IFRS16 号の改訂) ▶ 2020 年 5 月公表	▶ 2020 年 6 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	<i>IFRS Developments 第 170 号「IASB がCOVID-19 に関する賃料減免について IFRS 第 16 号「リース」を改訂」</i>

② 翌々期(2022 年 3 月期)から強制適用される IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
▶ IFRS 第 17 号「保険契約」	▶ 2021 年 1 月 1 日*以降開始事業年度から適用	<i>保険 IFRS アラート「保険契約に関する新基準(IFRS 第</i>

▶ 2017年5月公表	▶ 早期適用可*	17号)の公表」 <i>Insurance accounting alert IASB meeting (March 2020)</i> IFRS アップデート 2019 年度, P9 <i>Applying IFRS /IFRS 17 - A closer look at the new Insurance Contracts Standard/</i>
-------------	----------	--

* IASB は 2020 年 3 月に、発効日を延期し、2023 年 1 月 1 日とすることを暫定的に決定している。
詳細は *Insurance accounting alert IASB meeting (March 2020)*を参照。

③ 2023 年 3 月期から強制適用される IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
▶ 「負債の流動負債又は非流動負債への分類の改訂」-IAS 第 1 号の改訂 ▶ 2020 年 1 月公表	▶ 2022 年 1 月 1 日*以降 開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可*	<i>IFRS Developments 第 159 号「負債の流動負債又は非流動負債への分類の改訂」</i>
▶ 「『概念フレームワーク』への参照」-IFRS 第 3 号「企業結合」の改訂 ▶ 2020 年 5 月公表	▶ 2022 年 1 月 1 日以降 開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	<i>IFRS Developments 第 169 号 /IFRS 第 3 号の改訂 概念フレームワークへの参照」</i>
▶ 「有形固定資産—意図した使用の前の収入」-IAS 第 16 号「有形固定資産」の改訂 ▶ 2020 年 5 月公表	▶ 2022 年 1 月 1 日以降 開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	
▶ 「不利な契約 — 契約履行のコスト」-IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の改訂 ▶ 2020 年 5 月公表	▶ 2022 年 1 月 1 日以降 開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	
▶ 「IFRS 基準の年次改善 2018—2020」 —IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」 —IFRS 第 9 号「金融商品」 —IAS 第 41 号「農業」 —IFRS 第 16 号「リース」に付属する設例の軽微な修正 ▶ 2020 年 5 月公表	▶ 2022 年 1 月 1 日以降 開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	

* IASB は 2020 年 5 月に、発効日を1年延期し 2023 年 1 月 1 日とする公開草案を公表しました。

④ 適用日が無期限に延期されている IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
<ul style="list-style-type: none"> ▶ IFRS 第 10 号「連結財務諸表」及び IAS 第 28 号「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資」の改訂－投資者とその関連会社又はジョイント・ベンチャーの間での資産の売却又は抛出 ▶ 2014 年 9 月公表 (2015 年 12 月改訂) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2015 年 12 月に、IASB は本改訂の発効日を、持分法会計に関するリサーチ・プロジェクトの結果が出るまで無期限に延期した。 ▶ 早期適用は引き続き認められている。 	IFRS アップデート 2019 年度, P18

(参考)⑤当期(2020 年 3 月期)から強制適用されている IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
<ul style="list-style-type: none"> ▶ IFRS 第 16 号「リース」 ▶ 2016 年 1 月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2019 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用は認められるが、IFRS 第 15 号をすでに適用しているか、IFRS 第 16 号と同日に適用する必要がある。 	<p>IFRS Developments 第 117 号「IASB が新たなリース基準を公表」</p> <p>IFRS Developments 第 146 号「地下権(IFRS 第 16 号「リース」)」</p> <p>Applying IFRS「新たなリース基準」</p> <p>Applying IFRS「IFRS 第 16 号の表示及び開示に関する規定」</p> <p>IFRS アップデート 2019, P8</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ IFRIC 第 23 号「法人所得税務処理に関する不確実性」 ▶ 2017 年 6 月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2019 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 	<p>IFRS Developments 第 127 号「IFRIC 第 23 号「法人所得税務処理に関する不確実性」」</p> <p>IFRS Developments 第 153 号「不確実な税務処理に関する資産又は負債の表示」</p> <p>Applying IFRS「法人所得税の不確実性に関する会計処理」</p>

		IFRS アップデート 2019 年度, P11
▶ 負の補償を伴う期限前償還特性－ IFRS 第 9 号の改訂 ▶ 2017 年 10 月公表	▶ 2019 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	IFRS Developments 第 130 号「IASB が IFRS 第 9 号の改訂を公表」 IFRS アップデート 2019 年度, P13
▶ 関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する長期持分－IAS 第 28 号の改訂 ▶ 2017 年 10 月公表	▶ 2019 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	IFRS アップデート 2019 年度, P18
▶ IFRS の年次改善(2015-2017 年サイクル) －IFRS 第 3 号「企業結合」-従前に共同営業として保有していた持分 ▶ 2017 年 12 月公表	▶ 取得日が 2019 年 1 月 1 日以降開始する最初の事業年度における期首以降の日付となる企業結合に適用 ▶ 早期適用可	IFRS Developments 第 131 号「IASB が年次改善 2015-2017 年サイクルを完了」 IFRS アップデート 2019 年度, P20
▶ IFRS の年次改善(2015-2017 年サイクル) －IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」-従前に共同営業として保有していた持分 ▶ 2017 年 12 月公表	▶ 2019 年 1 月 1 日以降開始する最初の事業年度の期首以降に共同支配を獲得する取引から適用 ▶ 早期適用可	IFRS Developments 第 131 号「IASB が年次改善 2015-2017 年サイクルを完了」 IFRS アップデート 2019 年度, P20
▶ IFRS の年次改善(2015-2017 年サイクル) －IAS 第 12 号「法人所得税」-資本に分類された金融商品に関する支払いが法人所得税に及ぼす影響 ▶ 2017 年 12 月公表	▶ 2019 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	IFRS Developments 第 131 号「IASB が年次改善 2015-2017 年サイクルを完了」 IFRS アップデート 2019 年度, P20
▶ IFRS の年次改善(2015-2017 年サイクル) －IAS 第 23 号「借入コスト」-資本化要件を満たす借入費用 ▶ 2017 年 12 月公表	▶ 2019 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	IFRS Developments 第 131 号「IASB が年次改善 2015-2017 年サイクルを完了」 IFRS アップデート 2019 年度, P20
▶ 制度改訂、縮小又は清算－IAS 第 19 号の修正 ▶ 2018 年 2 月公表	▶ 2019 年 1 月 1 日以降に開始する最初の事業年度の期首以降に生じる制度改定、縮小または清算に對して適用 ▶ 早期適用可	IFRS Developments 第 134 号「IASB が IAS 第 19 号「従業員給付」の改訂を公表」 IFRS アップデート 2019 年度, P17

(参考)⑥前期(2019年3月期)から強制適用されている IFRSs

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
▶ IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」 2014 年 5 月公表 (2015 年 9 月、2016 年 4 月改訂)	▶ 2018 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	<i>IFRS Developments 第 80 号</i> 「IASB と FASB が新たな収益認識基準を公表」 <i>IFRS Developments 第 110 号</i> 「IASB が新たな収益認識基準の適用を 1 年延期することを決定」 <i>IFRS Developments 第 119 号</i> 「IASB が IFRS 第 15 号の明確化を公表」 <i>Applying IFRS / IFRS 第 15 号 顧客との契約から生じる収益(2018 年 12 月更新版)」</i> <i>Applying IFRS / IFRS 第 15 号の表示及び開示に関する規定」</i>
▶ IFRS 第 9 号「金融商品」(完成版) ▶ 2014 年 7 月公表	▶ 2018 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可 ▶ ※IFRS 第 9 号「金融商品」(完成版)の公表により、完成版以外の IFRS 第 9 号(2009 年版、2010 年版及び 2013 年版)は、それを最初に適用する日が 2015 年 2 月 1 日より前である場合を除いて、早期適用することができなくなっている。	<i>IFRS アップデート 2018 年度, P8-9</i> <i>IFRS Developments 第 86 号</i> 「IASB が IFRS 第 9 号「金融商品」を公表一分類及び測定」 <i>IFRS Developments 第 87 号</i> 「IFRS 第 9 号「金融商品」(予想信用損失)の公表」 <i>Applying IFRS「非金融機関のための IFRS 第 9 号」</i>
▶ IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬取引」の改訂—株式に基づく報酬取引の分類及び測定 ▶ 2016 年 6 月公表	▶ 2018 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	<i>IFRS Developments 第 121 号</i> 「IASB が IFRS 第 2 号の改訂を公表」 <i>IFRS アップデート 2018 年度, P15</i>
▶ IFRS 第 4 号「保険契約」の改訂—IFRS 第 9 号「金融商品」の IFRS 第 4 号「保険契約」との適用 ▶ 2016 年 9 月公表	▶ IFRS 第 9 号適用の一時的免除は、2018 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 上書きアプローチは、企業が IFRS 第 9 号を最初	<i>IFRS アップデート 2018 年度, P18</i>

		に適用するときに適用	
▶ IAS 第 40 号「投資不動産」の改訂－投資不動産の振替	▶ 2016 年 12 月公表	▶ 2018 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	IFRS アップデート 2018 年度, P23
▶ IFRIC 第 22 号「外貨建取引と前渡・前受対価」	▶ 2016 年 12 月公表	▶ 2018 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	IFRS アップデート 2018 年度, P14
▶ IFRS の年次改善(2014-2016 年サイクル) －IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の改訂－ 初度適用企業のための短期的な免除規定の削除	▶ 2016 年 12 月公表	▶ 2018 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用に関する定めはないが、当改訂により削除された短期的な免除規定は、そもそも現時点では利用できない。	IFRS アップデート 2018 年度, P25
▶ IFRS の年次改善(2014-2016 年サイクル) －IAS 第 28 号「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資」の改訂－ 投資先を純損益を通じて公正価値で測定する選択は投資ごとに行われるとの明確化	▶ 2016 年 12 月公表	▶ 2018 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ▶ 早期適用可	IFRS アップデート 2017 年度, P25

4. 関連する当法人解説資料

▶ 2019 年 12 月 31 日に終了する会計年度に関する IFRS による決算上の留意点 ・ IFRS アップデート 2019 年度

<https://www.eyjapan.jp/services/assurance/ifrs/issue/ifrs-others/other/pdf/2020-03-05-ifrs-update.pdf>

▶ *Insurance accounting alert IASB meeting (March 2020)*

https://www.ey.com/en_gl/ifrs-technical-resources/insurance-accounting-alert-iasb-meeting-march-2020

▶ *Applying IFRS*

発行年月	トピック
2019.10.01	Applying IFRS IFRS 第 15 号：顧客との契約から生じる収益 (2018 年 10 月更新版)
2019.06.03	Applying IFRS 新たなリース基準
2019.06.03	Applying IFRS IFRS 第 16 号の表示及び開示に関する規定

2019.04.24	Applying IFRS IFRS 第 15 号の表示及び開示に関する規定
2019.04.11	Applying IFRS 新たなリース会計基準を適用するにあたっての減損会計の検討
2018.12.25	IFRS 第 15 号 顧客との契約から生じる収益 更新版
2018.05.21	改訂概念フレームワークの公表
2018.05.16	Applying IFRS 17 - A closer look at the new Insurance Contracts Standard
2018.04.24	法人所得税の不確実性に関する会計処理

IFRS Developments

号	トピック
2020 年 6 月 第 170 号	IASB が COVID-19 に関連した賃料減免について IFRS 第 16 号「リース」を改訂
2020 年 6 月 第 169 号	IFRS 第 3 号の改訂 概念フレームワークへの参照
2020 年 3 月 第 162 号	IBOR 改革 : IASB フェーズ 2 の残りの論点を議論
2020 年 1 月 第 160 号	IBOR 改革 : 第 2 段階 (続き)
2020 年 1 月 第 159 号	負債の流動負債又は非流動負債への分類の改訂
2019 年 12 月 第 156 号	IBOR 改革 : IASB による第 2 段階の論点の議論 (ヘッジ会計)
2019 年 10 月 第 154 号	IBOR 改革 : IASB による第 2 段階の論点の議論 (分類と測定)
2019 年 9 月 第 153 号	不確実な税務処理に関する資産又は負債の表示
2019 年 9 月 第 152 号	IBOR 改革 : 第 1 段階の改訂の公表及び第 2 段階の始動
2019 年 8 月 第 151 号	IBOR 改革 : 第 1 段階の最終化
2019 年 5 月 第 148 号	IBOR 改革 : IASB の提案 パート 3
2019 年 3 月 第 146 号	地下権 (IFRS 第 16 号「リース」)
2019 年 3 月 第 145 号	IBOR 改革 : IASB の提案パート 2
2019 年 2 月 第 144 号	IBOR 改革 : IASB の提案
2018 年 11 月 第 138 号	IASB が「重要性がある」の定義の改訂を公表
2018 年 10 月 第 137 号	IFRS 第 3 号における「事業」の定義の改訂
2018 年 2 月 第 134 号	IASB が IAS 第 19 号「従業員給付」の改訂を公表
2017 年 12 月 第 131 号	IASB が年次改善 2015-2017 年サイクルを完了
2017 年 10 月 第 130 号	IASB が IFRS 第 9 号の改訂を公表
2017 年 06 月 第 127 号	IFRIC 第 23 号「法人所得税処理に関する不確実性」
2016 年 06 月 第 121 号	IASB が IFRS 第 2 号の改訂を公表
2016 年 04 月 第 119 号	IASB が IFRS 第 15 号の明確化を公表
2016 年 01 月 第 117 号	IASB が新たなリース基準を公表

5. IAS 第 8 号 30-31 項に基づく開示の記載例

留意事項:

- ▶ 以下の記載例は架空の会社を前提としたものである。実際の記載にあたっては各社のビジネスの状況や各基準の適用にかかる検討状況等に基づき、開示が必要な項目、及び、財務諸表への影響の記載を行うかどうかも含めた記載事項の検討が必要である。
- ▶ 2020 年 3 月期を対象とした開示例であり、すべての IFRSs に関して早期適用は一切行わない前提で記載している。
- ▶ なお、IFRS 基準書の改訂のうち、金利指標改革(IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号及び IFRS 第 7 号の改訂)、「負債の流動負債又は非流動負債への分類の改訂」-IAS 第 1 号の改訂、「有形固定資産一意図した使用の前の収入」-IAS 第 16 号「有形固定資産」の改訂、「不利な契約 一 契約履行のコスト」-IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の改訂、「IFRS 基準の年次改善 2018-2020」、Covid-19 に関連した賃料減免(IFRS16 号の改訂)については、以下で開示例を記載しておらず、各社が影響を受ける程度等に鑑み、適切に記載内容を検討する必要がある。

開示例:

公表済未発効の基準

当グループの財務諸表の公表日時点において、公表済みであるが未発効の基準は以下のとおりです。当グループはこれらの基準及び解釈指針をその発効日から適用する予定です。

▶ IFRS第17号「保険契約」

IASBは、2017年5月に保険契約の認識、測定、表示及び開示を包括的に規定する新たな会計基準であるIFRS第17号「保険契約」(以下、IFRS第17号)を公表しました。2004年に公表されたIFRS第4号「保険契約」(以下、IFRS第4号)は、IFRS第17号の発効に伴い廃止されます。IFRS第17号は、すべてのタイプの保険契約(すなわち、生命保険、損害保険、元受保険及び再保険)に適用され、これらを発行する企業の種類は問われません。また、当該基準は、一定の保証や裁量権のある有配当性を有する金融商品にも適用されます。IFRS第4号では多くの領域で従前の各國の会計方針を引き継ぐことが認められているのに対し、IFRS第17号では、保険契約に関する包括的なモデルを定めており、関連するすべての会計上の取扱いを規定しています。IFRS第17号の中心となるのは一般モデルですが、以下により補足されます。

| 直接連動型の有配当契約に対する特殊な適用(変動手数料アプローチ)

| 主に短期契約に用いられる簡便的なアプローチ(保険料配分アプローチ)

IFRS第17号は、2021年1月1日以降開始する事業年度から適用され、比較期間の修正が求められます。早期適用は認められますが、IFRS第17号を最初に適用する日又はそれより前に、IFRS第9号及びIFRS第15号を適用することが求められます。当グループは、IFRS第17号を早期適用していません。

▶ IFRS第3号の改訂「事業の定義」

IASBは2018年10月にIFRS第3号「企業結合」における事業の定義の改訂を公表しました。本改訂は、取得した活動と資産の組み合わせが事業に該当するか否かの判断に資することを意図しています。本改訂では、事業に該当するための最低限の要件の明確化、市場参加者が足りない要素を置き換えることができるか否かの評価の削除、取得したプロセスが実質的か否かの評価に資するガイダンスの導入、

事業及びアウトプットの定義の絞り込み、任意の公正価値のコンセントレーション・テストの導入といったことが行われました。本改訂とともに、新しい設例も提供されています。

本改訂は適用開始日以降に生じる取引又はその他の事象に対して、将来に向けて適用されるため、当グループは移行日に本改訂の影響を受けることはありません。

▶ IAS第1号及びIAS第8号の改訂「『重要性がある』の定義」

IASBは2018年10月にIAS第1号「財務諸表の表示」及びIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の改訂を公表しました。本改訂は、「重要性がある」の定義を明確にし、当該定義をIFRS基準にわたって首尾一貫したものとすることを意図しています。新しい定義は、「情報は、それを省略、誤表示又は覆い隠したときに、特定の報告企業の財務情報を提供する一般目的財務諸表の主要な利用者が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には重要性がある」と定められています。

「重要性がある」の定義の改訂は、当グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼさない予定です。

注釈 IAS第8号30項は、公表済みであるが未発効の基準に関する開示を求めている。当該開示は、これらの基準を適用することで財務諸表が受ける影響を、財務諸表利用者が評価できるように、現時点で判明している、もしくは合理的に見積可能な情報の開示を求めている。当グループは未発効の基準及び解釈指針をすべて掲載しているが、その目的は開示例を示すことにある。その他の方法としては、当グループの財政状態、財務業績、表示あるいは開示に影響を及ぼすであろう基準や解釈指針のみを列挙し、それらについてのみ説明することも可能である。

以上

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーフームを指し、各メンバーフームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーフームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jpをご覧ください。

© 2020 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーフームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

shinnihon.or.jp